

協議第 57 号 - 2 商工観光関係事業の取扱いについて

商工観光関係事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 2 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

商工観光関係事業の取扱いについて

商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

平成 16 年 9 月 22 日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	商工観光関係事業の取扱いについて			関係項目	商工会について	
調整の内容	商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向け検討が進められるよう調整に努める。					
		現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市町村別内容	名称	菊池市商工会	七城町商工会	旭志村商工会	泗水町商工会	
	商工業者数(H15)	1,303名	168名	199名	392名	
	役員等	会長1名 副会長2名 理事26名 監事2名	会長1名 副会長2名 理事12名 監事2名	会長1名 副会長2名 理事10名 監事2名	会長1名 副会長2名 理事22名 監事2名	
	事務局	事務局長1名 経営指導員3名 補助員2名 記帳専任職員3名 記帳指導職員1名 合計10名	経営指導員1名 補助員1名 記帳専任職員1名 合計3名	経営指導員1名 補助員1名 記帳専任職員1名 合計3名	経営指導員2名 補助員1名 記帳専任職員1名 一般職員1名 合計5名	
	平均年会費額(H14)	14,377円	12,976円	17,170円	14,478円	
	平均年会費額(H15)	14,600円	13,027円	17,773円	14,567円	
	部会等	企画部会 観光部会 まちづくり部会 情報部会 女性委員会 金融委員会 青年部 女性部	商業部会 工業部会 金融審査会 青年部 女性部	商業部会 工業部会 青年部 女性部	商業部会 工業部会 青年部 女性部	
	総事業費(H14)	129,854千円	23,749千円	22,319千円	37,410千円	
	総事業費(H15)	113,430千円	23,671千円	23,158千円	38,250千円	
	補助金額(H15)	15,900千円	3,120千円	3,465千円	5,946千円	
補助金額(H16)	14,670千円	3,120千円	3,465千円	5,401千円		
各種制度等	菊池市小企業店舗施設近代化資金利子補給制度 菊池市中小企業大学校研修生派遣事業補助金 商工業若年人材育成活動補助金	七城町中小企業近代化等資金利子補給制度 七城町中小企業育成対策助成金制度	旭志村中小企業者融資制度融資金利子補給制度	泗水町中小企業者店舗改装融資金利子補給制度 泗水町振興小川基金商工業就業奨励金		

協議第57号 - 2 商工観光関係事業の取扱い（参考資料）

地方自治法第157条（抜粋）

普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

【実例・注釈】

「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会団体、青年団婦人会、教育会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第16条第1項～第6項省略

第7項 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

商工会法（抜粋）

第4条 商工会は、法人とする。

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらずその商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域とする。

商工会議所法（抜粋）

第2条 商工会議所又は日本商工会議所は、法人とする。

第8条 商工会議所の地区は、市の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、配置分合前の市町村の区域とする。

協議第57号 - 2 商工観光関係事業の取扱い 参考資料(先進地の調整方針)

地域名	調整方針
宇城西部五町合併協	<p>(1) 商工会については、新市の一体化を図るため、合併に努めるよう指導する。</p> <p>(2) 農村地域工業導入促進法に基づく地域指定については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 工場設置奨励条例については、新市条例案をもとに合併時まで調整する。誘致企業等促進事業奨励金交付要項については、不知火町を基本に新市において新たに制定する。</p>
宇城東部二町合併協	<p>(1) 商工観光関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(2) 商工会については、商工会法第7条により商工会において合併できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 観光イベント・まつりについては、新町において新たに調整する。</p>
天草上島四町合併協	<p>(1) 農村地域工業導入促進法に基づく地域指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 工場設置奨励条例については、大矢野町の例による。</p>
南阿蘇3村合併協	<p>(1) 企業誘致・農村工業導入については、合併までに調整する。</p> <p>(2) 産業再配置関係については、新村で検討する。</p> <p>(3) 各種イベントや大会及び村おこし関連事業については、合併までに調整し、新村において実施する。</p>
玉名地域合併協	<p>(1) 商工振興事業については、引き続き産業の振興を図るよう、原則として現行のとおり実施する。内容等については、新市において調整する。</p> <p>(2) 企業誘致奨励制度については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに調整する。</p> <p>(3) 各種イベント等については新市に引き継ぎ、それぞれの実情を尊重しながら新市において調整する。</p>
鹿本地域合併協	<p>(1) 地場産業振興事業については、現行を基本に制度を再編する。</p> <p>(2) 企業誘致事業については、制度を再編し積極的な誘致を展開する。</p> <p>(3) 商工会議所、商工会については、将来の統合に向け検討が進められるように調整に努める。</p> <p>(4) 観光イベント、祭りについては、地域の歴史、伝統及び特色を生かすため現行のとおり実施する。</p>
菊池南部合併協	<p>(1) 企業誘致については、地域の活性化及び雇用の確保を図るための重要な施策であるため、新市においても引き続き支援措置を講ずる。</p> <p>(2) 商業活性化については、新市において活性化に向けた施策を引き続き展開する。</p> <p>(3) 商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(4) 各種イベント・祭りについては、各町の歴史や文化を尊重し、新市に引き継ぐ。ただし、統合できるものについては、新市としての一体性を図るため新市において調整する。</p>

調整方針は抜粋です。